

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

【施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・
特約の一部不適用に関する特約（施設所有（管理）者用）・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約・飲食物危険補償特約セット】

この保険は

- ① 「公益社団法人全国子ども会」が契約者となって保険料を負担し契約しているものであり、主な補償内容をご案内するものです。（会員の皆さま各々に、加入をおすすめしているものではありません）
- ② この保険は「子ども会活動中」の事故により、**主催者（注1）以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害**を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体（注2）や指導者等（安全共済会加入者に限る）（注3）や放課後子供教室、放課後児童クラブおよびそれに準ずる団体（全国子ども会安全共済会加入団体に限る）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

（注1） 主催者は、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18才以上の者に 限ります）、
育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務※を行う者をいいます。
※主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

（注2） 主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。

（注3） 指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18才以上の者に限ります）、 育成者および仕事を委嘱された者をいいます。

■この保険は各子ども会行事の主催者側の損害賠償責任を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の個人の損害賠償責任を補償するものではありません。

■保険期間（ご契約期間） 令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで ■保険金額（ご契約金額） お支払い金額は以下のとおりです。

◆施設所有(管理)者賠償責任保険

（借用イベント施設損壊補償特約＋借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約＋飲食物危険補償特約セット）

身体障害	1名につき	1億円	免責金額 なし	財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円					
借用イベント 施設損壊補償特約		他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什（じゅう）器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。					
飲食物危険補償特約		特別約款により免責となる「飲食物の提供に起因する損害賠償責任」を補償します。ただし、保険期間中に提供し、保険期間中または保険期間終了後72時間以内に発生した身体障害に限りします。					

◆受託者賠償責任保険

補償対象例：運動会時に借りた TENT を壊した。廃品回収時に借りたりヤカーを壊した。（借用した自動車は補償対象外です）

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万円	免責金額 3,000円	受託物（レンタル品を含む）を保管施設外において運送している間（積込みもしくは積卸し作業または積卸し作業後の荷役作業を含みます）の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。外部から賃借したモノ（建物と同時に賃借したわけでないモノ）について運送中も含めて補償対象になります。
------	----------------------	---------	----------------	--

■お支払いする保険金

・損害賠償金 ・争訟費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・協力費用 ・損害防止費用

■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ② 子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償責任についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって主催者以外の行事参加中の者に負わせた財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等の同居の親族が被った財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ 子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に起因する損害賠償責任
ただし、満18才未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑧ 全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑨ 自動車、航空機、昇降機（小荷物専用昇降機は除きます。）、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

（例）スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故（正当な競技規則に従って行為していた場合）や闘争行為（喧嘩）により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

■過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

■免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。（被保険者の自己負担となります。）

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有（管理）者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■取扱代理店
株式会社 保険代付社
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-8162